

改正

平成22年3月19日告示第11号

平成24年5月31日告示第61号

令和3年4月1日告示第52号

(趣旨)

第1条 この告示は、平戸市が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に伴う委託業務をいう。以下同じ。）の入札の透明性と公正性を図るため、平戸市契約規則（平成17年平戸市規則第44号。以下「規則」という。）第9条に規定する予定価格及び規則第16条に規定する最低制限価格並びに平戸市低入札価格調査制度要領（平成19年平戸市告示第93号）第5条に規定する低入札調査判断基準価格のランダム化に基づく決定等に係る事務処理手続を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担任者 市長又はその委任を受けて契約の行為を行う者をいう。
- (2) 入札執行者 平戸市建設工事入札執行事務等処理規程（平成17年平戸市訓令第43号）第2条に規定する者をいう。
- (3) ランダム化 パソコン等（パーソナルコンピューター又はこれに類似する電子計算機器をいう。以下同じ。）におけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数を使用して算定する方法をいう。
- (4) 設計金額 設計書、仕様書等によって算定された当該工事に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含んだものをいう。
- (5) 予定基本価格 予定価格の算出の基礎となるものをいう。
- (6) 最低制限基本価格 最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (7) 低入札調査判断基準基本価格 低入札調査判断基準価格の算出の基礎となるものをいう。
- (8) 基本価格等 最低制限価格工事における予定基本価格及び最低制限基本価格（低入札価格工事における予定基本価格、低入札調査基準価格及び低入札調査判断基準基本価格）をいう。
- (9) 予定価格等 最低制限価格工事における予定価格及び最低制限価格（低入札価格工事における予定価格及び低入札調査判断基準価格）をいう。
- (10) 公開ランダム化 第8条に規定する方法により予定価格等を算定することをいう。

(ランダム化対象工事)

第3条 ランダム化の対象工事は、予定価格が1,000万円以上の建設工事とする。

(公開ランダム化の告知)

第4条 契約担任者は、予め、予定価格等の決定がこの告示に基づき行われることを次の各号に定めるところにより告知しなければならない。

- (1) 一般競争入札（試行含む。）
次の文面を入札公告に記載する。
予定価格及び低入札調査判断基準価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
- (2) 指名競争入札
次の文面を入札執行通知書に記載する。
予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。

(予定価格等の決定者)

第5条 市長又は専決権者は、第11条に規定された最低制限価格工事及び低入札価格工事における予定価格等の決定について、平戸市事務決裁及び専決規程（平成17年平戸市訓令第3号）第6条の規定にかかわらず市長又は専決権者が指定した者（以下「価格決定者」という。）に行わせることができる。

(基本価格等の決定)

第6条 契約担任者は、入札日前日までに基本価格等を別に定める方法により決定するとともに、これらを工事毎にランダム化用フロッピーディスク（以下「FD」という。）に保存し、別途これらの価格を最低制限価格工事においては基本価格調書（様式第1号。低入札価格工事においては様式第2号）に印刷した後、FDとともに基本価格調書用封筒（様式第3号）に封書しておくものとする。

(公開ランダム化の周知及びランダム性の確認)

第7条 入札執行者は、予定価格等の決定がこの告示に基づき行われることを告知したうえで、入札書の提出を求めるものとする。

2 第8条に規定する公開ランダム化の方法等については掲示の方法により周知を図るものとする。

3 入札参加者のうち希望者に対して、職員のパソコン等の操作により、公開ランダム係数が無作為に動作することの確認をパソコン等の入札者用公表画面（以下「公表画面」という。）を用いて行うものとする。

(公開ランダム化の方法)

第8条 予定価格等は、入札会場において、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出された公開ランダム係数を使用して、次に掲げる方法により作成するものとする。

(1) 予定価格は、市長又は専決権者が定めた予定基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。

(2) 最低制限価格は、市長又は専決権者が定めた最低制限基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。

(3) 低入札調査判断基準価格は、市長又は専決権者が定めた低入札調査判断基準基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。

2 前項で使用する公開ランダム係数の変動範囲は、別表によるものとする。

(基本価格等の確認)

第9条 価格決定者は、第6条に規定する基本価格等が入力された当該工事のFDをパソコン等に挿入し、パソコン等画面に表示された基本価格等と当該工事の基本価格調書の基本価格等が同一であることを確認しなければならない。

(公開ランダム化の宣言及び実行)

第10条 入札執行者は、入札参加者に対して、予定価格等の決定に要する公開ランダム化を行う旨を宣言し、公開ランダム化のためのパソコン等のキーを押し下げ、公開ランダム化の実行を行う。

2 入札執行者は、前項の規定に基づき算出された公開ランダム係数を、入札参加者のうち希望者には公表画面において確認させるとともに、口頭により公表するものとする。

(予定価格等の決定及び予定価格調書の作成)

第11条 価格決定者は、前条の結果に基づき、パソコン等により予定価格調書（様式第4号又は様式第5号）に印字記入し、記名、押印のうえ、予定価格等を決定しなければならない。

2 前項のパソコン等による印字記入にあたっては、入札参加者の目に触れないように注意しなければならない。

(パソコン等の障害時の対応)

第12条 予定価格等の公開ランダム化が行われる以前に、パソコン等の故障等により予定価格等の算出が困難となった場合には、入札を保留し、パソコン等の交換等必要な対策を講ずるものとする。

る。

2 前項の規定にもかかわらず、停電等により公開ランダム化が困難であり、回復の見込みがたたない場合には、基本価格調書に記入している基本価格等を予定価格等とするものとする。

3 第10条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により予定価格調書の印字記入が困難となった場合には、算出された予定価格等を手書きにより予定価格調書に記入するものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成19年10月1日以降に入札を行う工事から適用する。

附 則（平成22年3月19日告示第11号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月31日告示第61号）

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第52号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表

第8条第2項に規定する公開ランダム係数の変動範囲

公開ランダム係数の変動範囲		
係数の名称	ランダム係数（a）	ランダム係数（b）
公開ランダム化により決定する価格	予定価格	最低制限価格 低入札調査判断基準価格
係数の範囲	$0.999 \leq (a) \leq 1.000$	$1.000 \leq (b) \leq 1.010$

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第11条関係）

様式第5号（第11条関係）

基 本 価 格 調 書

(最低制限価格工事)

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	平戸市
予 定 基 本 価 格	(入札書比較基本価格)
最低制限基本価格	(入札書比較基本価格)
上記のとおり定める。 年 月 日 職氏名 (契約担任者) 印	

基 本 価 格 調 書

(低入札価格工事)

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	平戸市
予 定 基 本 価 格	(入札書比較基本価格)
低入札調査基準基本価格	(入札書比較価格)
低入札調査判断基準基本価格	(入札書比較基本価格)
上記のとおり定める。 年 月 日 職氏名 (契約担任者) 印	

基本価格調書用封筒

予 定 基 本 価 格 調 書 工 事 名				
<table border="1"> <tr> <td>最 低 制 限 価 格</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">設 定</td> </tr> <tr> <td>低入札調査基準価格</td> </tr> </table>	最 低 制 限 価 格	設 定	低入札調査基準価格	
最 低 制 限 価 格	設 定			
低入札調査基準価格				

予 定 価 格 調 書

(最低制限価格工事)

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	平戸市
予 定 価 格	(入札書比較価格)
最 低 制 限 価 格	(入札書比較価格)
上記のとおり定める。 年 月 日 職氏名 (価格決定者) 印	

予 定 価 格 調 書

(低入札価格工事)

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	平戸市
予 定 価 格	(入札書比較価格)
低入札調査基準価格	(入札書比較価格)
低入札調査判断基準価格	(入札書比較価格)
上記のとおり定める。 年 月 日 職氏名 (価格決定者) 印	